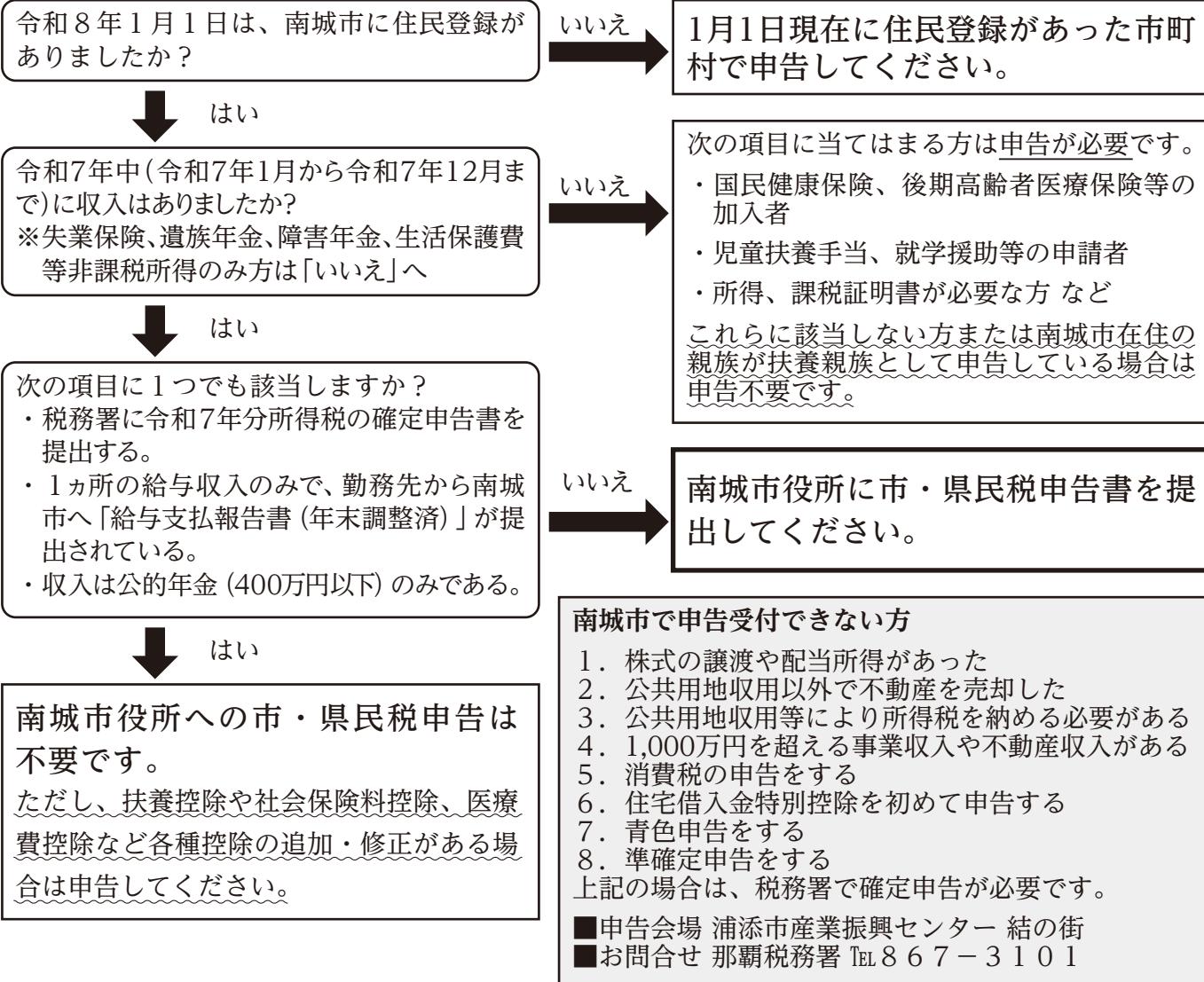




わたしは市・県民税申告が必要？～フローチャートでお確かめください～



大事なお知らせ（申告会場に来る前の準備）

医療費控除を申告する方

「医療費控除明細書」添付が必須となっております。事前に作成し、持参してください。
(※領収書は5年間保管してください)

事業所得を申告する方

帳簿を作成するなどして、売上や経費を計算してからお越しください。
領収書は項目ごとに分けて確認しやすいよう整理して持参してください。
記帳・帳簿書類の保存がない場合や収入金額が僅少など事業所得と認められる事実がない場合、その所得が「雑所得」に該当するものとして申告受付する場合があります。
【所得税基本通達35-2(業務に係る雑所得の例示)より】

申告書は2月上旬に発送予定

主に前年度に本市の申告会場で申告をした方へ発送します。届かない方も申告が必要な場合があります。申告書が必要な方は2月以降に市ホームページから印刷してご利用いただけます。税務課へご連絡ください。